

質問書に対する回答 4

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-34 詳細設計	特記仕様書に記載された詳細設計の内容からしますと、土工部拡幅工の設計は含まれないということでしょうか。	土工部拡幅の設計は含まれないものとお考え下さい。
2	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2提案の対象	「・・・、中分離帯復旧工、床版取替工など、床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによる提案は評価の対象外とする。」と記載があり、「床版取替工」は「床版取替工A」には含まれないとも解釈できますが、いかがでしょうか。	特記仕様書25-3-2に示す作業内容は全て床版取替工Aに含まれるものとしません。
3	・05. 工事工程表様式(提案-様式3).xlsx 主要施工能力一覧表(提案別添1) ・別添-2_技術提案における標準工程.pdf 技術提案における標準工程主要施工能力一覧表(参考)	公告資料にある主要一覧表には、「中項目」「小項目」が分類されており、注釈に「(注4)工程表の作成は中項目の実作業日数で作成」とあります。提出する様式では「項目」1列となっておりますが、「中項目」に対する施工能力の記載(1項目に対し1行)と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
4	技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 ・4-2提案の対象 ・4-3提案の着眼点	「4-2提案の対象」では「設計書の項目(特)-(1)床版取替工Aで定める範囲」とあり「床版取替工A以外の構造、施工計画(中略)は評価の対象としない」とありますが、「4-3提案の着眼点」では「①工事の昼夜連続通行規制日数の縮減。標準案の日数は(中略)1968日間」とあり、技術提案評価項目3は、床版取替工Aに限定されず標準案STEP1～STEP28までの日数1968日の工種における工程短縮が対象となるとも解釈できます。いかがでしょうか。	入札公告(説明書)に記載の通り、床版取替工Aの技術及び施工に関する技術提案の結果、標準案STEP1～STEP28までの昼夜連続通行規制日数1968日の工程が短縮されるかという着眼点で評価いたします。